

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

豊前市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 豊前市

(1) 現況

本市は南部に犬ヶ岳、経読岳等の英彦山系が連なり、周防灘に向かって尾根状の丘陵が走っている。その谷間にいずれも流れの急な大小河川が流れており、これら河川の流域に耕地が拓けている。

特に犬ヶ岳と経読岳を源とする岩岳川、佐井川の上流部においては、急傾斜地域で、棚田等において稲作経営が行われている。特定農山村地域に指定されるなど、平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

平坦地域においては、基盤整備事業完了地域もあり、優良な農地が広がっており、米・麦・大豆の土地利用型農業と施設園芸等の取組みが行われている。今後も優良な農地としての保全・利用を推進していくことが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、中山間地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

平坦地域においては、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、優良な農地としての保全・利用を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、全域において、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、農地の多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧合河村、旧岩屋村、旧角田村、旧山田村区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業
②	平坦区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 地域の推進体制

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取り組みの推進を図ることとする。

2 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (ア) 特定農山村法指定地域（旧岩屋村・旧合河村）
- (イ) 福岡県知事が地域の実態に応じて指定する地域
基準 農林統計上の中山間地域

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 市長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
 - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地
一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）
 - (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合
 - (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）
 - (ii) 土壌条件が著しく悪い場合
 - (iii) その他
 - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

2 集落協定の共通事項

集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。